

補装具完成後の写真の添付について

補装具完成後は、下記のとおり当該補装具の写真（補装具費支給対象障害者等が実際に装着・使用する現物であることが確認できるもの）を添付いただきますよう、ご協力をお願いします。

記

1. 領収書又は請求書に添付する写真（新規・再支給の補装具）
 - ・補装具費支給対象障害者等が実際に装着・使用する**現物**を撮影して下さい。（同型その他製品は不可です。）
 - ・補装具本体を、4方向（正面、両側面、背面等）から撮影して下さい。（重要箇所、付属品を含む。）主に、車椅子、電動車椅子、座位保持装置で、それ以外の装具等については、撮影方向を問いません。
 - ・補聴器については撮影方向を問いません。
2. 写真の撮影者
補装具費支給対象障害者等、家族、義肢装具士、補装具事業者、市町村担当者等いずれであっても差し支えありません。